

## 7. 岐阜県社協福祉サービス第三者評価事業運営委員会評価部会運営要領

### (目的)

第1条 この要領は、岐阜県社協福祉サービス第三者評価事業運営委員会設置要綱第3条第3項の規定に基づき設置する評価部会の組織及び運営等について必要な事項を定めることを目的とする。

### (任務)

第2条 評価部会の任務は、調査委員が提出した調査報告書をもとに評価書の作成について合議し、これを運営委員長に提出することとする。

### (組織及び構成)

第3条 評価部会は、前条の任務を遂行するため、受審事業者ごとに合議体として組織する。

2 評価部会の合議体は委員5名で組織する。合議体の構成は、運営委員2名及び調査を担当した調査委員3名とする。

3 前項の運営委員2名は、運営委員長が指名する。

### (運営)

第4条 評価部会には、評価書の作成における合議を円滑に行うため、部会長を置く。

2 部会長は、運営委員長から指名された委員とする。

3 部会長は、受審事業者の異議申し立てに関する運営委員長の指示により、調査委員の再調査及び評価部会の会議等について調整を行う。

### (会議)

第5条 評価部会の会議は、原則として受審事業者ごとに1回開催する。

2 この会議の招集は、調査委員グループの代表者が行う。

3 この会議は、委員の全員の出席がなければ、これを開くことができない。

4 評価書の作成における合議では、項目ごとの評価は多数決によるものとする。なお、合議において提示された複数の意見は、会議の記録に明記する。

### (雑則)

第6条 この要領に定めるもののほか、評価部会の運営に関し必要な事項は、運営委員会に諮り、本会会長が別に定める。

### (事務局)

第7条 評価部会の事務は、本会福祉サービス評価センターが行う。

#### 附 則

この要綱は、平成17年4月 1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成17年6月20日から施行する。